

平成 29 年度及び中期目標期間（平成 28～30 年度）の業務実績評価の進め方について

1 業務実績評価と評価委員会の関係

平成 29 年の地独法改正により、法人の業務実績評価の取扱いが変更された。

業務実績評価の区分	評価委員会の役割	根拠法令
(1) 平成 29 年度の業務実績評価 評価者の変更 評価委員会 ⇒ 市長	条例の規定により、評価委員会は、 <u>市長の諮問に応じて、意見を述べる。</u>	評価委員会条例 第 2 条第 2 号
(2) 中期目標期間終了時に見込まれる 中期目標期間の業務実績評価 (H28～30) 新規	法律の規定により、評価委員会は、 <u>委員会固有の事務として市長へ意見を述べる。</u>	地方独立行政法人法 第 28 条第 4 項

2 業務実績評価の進め方

回	月 日	主な審議事項			
		第 2 期 中期目標	(1) H29 業務実績評価	(2) 中期目標期間の 見込み業務実績評価	第 2 期 中期計画
第2回	7月 13日		諮問・審議	審議	
第3回	8月 10日	審議	答申	意見とりまとめ	
第4回	10月中旬	意見とりまとめ	↓ 9月議会		諮問・審議
第5回	11月中旬	↓ 12月議会			審議
第6回	平成 31 年 1月下旬				答申

